

令和8年度(令和7年度からの繰越分)医薬品安定供給支援補助金 「医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業」に係る実施事業者 公募要領

1. 総則

昨今の流通コストの上昇や供給の不安定等により、医薬品卸売販売業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況においても、医薬品を継続的かつ安定的に供給するとともに、業務の改善や効率化を図ることが求められています。そこで、医薬品卸売販売業者による安定供給の維持・強靱化に向けた取組に対する支援を行います。

2. 事業目的及び内容

1) 事業目的

平時から、医薬品卸売販売業者による医薬品の安定供給の維持・強靱化に向けた取組を支援することにより、医療保険制度下における医薬品の継続的かつ安定的な供給を確保する体制を強化することを目的とします。

2) 事業内容

「医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業」(以下「本事業」という。)は、次の2つの事業を実施します。なお、応募に当たっては、①及び②の両方に応募することができるほか、①のみ又は②のみの応募も可能です。

① 安定供給の適正化・強靱化及び地域医療への貢献に向けた事業(以下、「安定供給適正化・地域貢献事業」という。)

安定供給適正化・地域貢献事業は、次のいずれかの取組を実施することにより、各卸売販売業者における業務フローの効率化等を通じて、医薬品の安定供給の適正化・強靱化を図ることが期待される取組を支援します。

ア 自社における流通の効率化及び省人化の推進に資する取組

イ 需給調整(出荷調整や代替品の確保等)業務の効率化に資する取組

ウ 過剰発注の防止等、適正な受発注を効率的に実施するための取組

エ その他、医薬品の安定供給の適正化・強靱化に資する取組

さらに地域の行政機関、医師会・薬剤師会等の関係団体と連携し、次のいずれかの取組を実施することにより、地域における流通基盤の強靱化が図られ、医療機関・薬局を含めた地域全体のコスト削減が期待される取組を支援します。

オ 共同配送等による流通の効率化に資する取組

カ 地域における医療機関・薬局が行う高額医薬品等の適正な在庫管理を支援することにより、医薬品の廃棄量削減等の地域コストの削減に資する取組

キ その他、地域医療への貢献に資する取組

なお、当該取組で構築又は改修するシステムやデータベース等については、サイバ

一攻撃等への対処策を必ず講じてください。

- ② 災害時における業務継続のための環境整備等の事業(以下、「災害時業務継続支援事業」という。)

災害時業務継続支援事業は、災害発生時において、被災地の医療機関・薬局等に医薬品を迅速、かつ品質を担保しながら安定的に供給するため、平時に備えておく必要がある災害用備品等の購入に要する経費を支援します。

3. 補助金交付の要件等

本事業に係る補助金の交付については、次とおりとします。

	安定供給適正化・地域貢献事業	災害時業務継続支援事業
1) 補助率	1/2 (国:1/2、事業者:1/2)	
2) 補助基準額	1事業者あたり上限 320,000千円 (補助額:160,000千円) (なお、物流効率化を目的として複数の事業者が連携し、共同で効率化計画を策定・実施する場合には、3.2億円に当該連携に参加する事業者数を乗じた額を補助上限額とする。)	1事業者あたり上限 次の計算式による ・災害用衛星電話 (200千円(補助額 100千円)×営業拠点数) ・医薬品保冷用バッテリー内蔵バック (500千円(補助額 250千円)×10個)
3) 採択予定件数	予算額を上限として採択する	
4) 補助対象経費	2.2)①に記載の事業を実施する上で必要な次に掲げる経費 ・システム構築・改修経費(例:流通を効率化するためのアプリケーションの導入やデータベースの整備など) ※システム構築等に掛かるサイバーセキュリティ対策経費も含む。 ・設備等整備費(例:流通を効率化するための新規設備の導入や既存等設備の改修など) ※AIやロボット等を活用した設備整備費を含む。	通常と異なるルートにより、医薬品を迅速かつ品質を確保した上で被災地に届けるために必要な次に掲げる災害用の備品の購入費 ・災害用衛星電話 ・医薬品保冷用バッテリー内蔵バック
	※ 対象とならない経費 ・ 医薬品卸売販売業を行う上で通常具備すべきシステム又は備品に係る経費 ・ 実施事業者の運営に要する経費(人件費、消耗品費、燃料費、借料及び損料並びに光熱水量等) ・ 施設整備に要する経費	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料、通信料等のランニングコスト ・ その他、本事業を実施するために不可欠と認められない経費 <p>なお、応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断される場合があります。採択金額どおりの交付決定額とはならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、採択後、交付申請時や事業途中段階において、物価高騰等を理由とした交付決定額を超える増額は認められないため、十分な余裕を持った資金計画を立ててください。</p>
--	---

5) 補助金の支払い

① 支払時期

補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとします。

② 支払額の確定方法

事業終了後、実施事業者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を実施した上で、補助金の支払額を確定します。支払額は、交付決定額の範囲内であって実際に支出したと認められる経費となります。このため、すべての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要です。

また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 本事業に係る補助対象経費は、採択日以降に本事業を実施するために行った契約等に係る経費が補助対象になるのでご注意ください。

6) 事業終了後の扱い

「安定供給適正化事業・地域貢献事業」に係る補助金の交付を受けた事業者は、別に定めるところにより、補助事業完了日の属する年度の翌年度以降5年間ににおける事業の取組状況を厚生労働大臣に報告する必要があります。

4. 事業実施期間

採択日から令和9年3月31日まで

5. 応募資格

本事業の応募資格は、次のすべての要件を満たす医薬品卸売販売業者とする。なお、複数の営業所を有する場合は、企業全体の統括機能を有する本社が一括して申請することとし、自ら事業を行わないホールディングス会社としては申請できません。

- 1) 医薬品卸売販売業の許可を有し在庫保管機能を備えた営業拠点を1箇所以上有する企業であること
- 2) 令和7年度及び令和5年度に実施された医薬品価格調査(販売サイド調査)に協力していること
- 3) 単品単価交渉を推進していること

- 4) 地域における防災・災害復旧対応等の地域の医療活動や地域の社会活動に貢献していること
- 5) 医薬品の保管・配送時における品質管理基準を遵守するとともに、トレーサビリティの確保に努めていること
- 6) 交付申請日以前2年間において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。)の規定に基づく行政処分を受けていないこと(ただし、処分庁である都道府県に対して業務改善計画を提出済みであり、当該業務改善の取組みが完了している場合は除く。)
- 7) 本事業を的確に遂行できる組織、人員、経営基盤、資金等の管理能力を有していること
- 8) 厚生労働省等から補助金交付停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと
- 9) 「安定供給適正化・地域貢献事業」の申請においては、次の中小企業要件に該当していないこと

※中小企業要件

中小企業基本法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人。

但し、次の①～⑥のいずれかに該当する事業者は、「みなし大企業」として、大企業と見なします。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者等
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等
- ⑥応募申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去 3 年間の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える中小企業者等

6. 応募方法等

1) 事業計画書の作成

応募する事業に係る事業計画書については、所定の様式(別紙様式1～3)により作成し、「7. 2) 評価の観点」を踏まえ、次の事項を記載してください。なお、提出いただいた事業計画書は、先進事例の把握等、今後の政策検討において参考とさせていただく場合があることをご了承ください。

【別紙様式1から3の共通事項】

- ① 実施事業者の概要を記入してください。

【安定供給適正化・地域貢献事業(別紙様式1)】

- ① 本事業を通じて、業務の効率化が図られることによる効果について、定量的な数値目標を設定して、その効果度合を記載してください。
 - ② 本事業を通じて、地域における適正な在庫管理や流通の非効率性の是正による廃棄医薬品の削減量や急配・返品等の削減回数等について、定量的な数値目標を設定し、その効果度合を記載してください。
 - ③ サイバーセキュリティ対策を講じていることを記載してください。
 - ④ 本事業を通じて構築するシステムやデータベース等を活用した業務プロセス(例:より適正な安定供給に資する受発注業務手順、過剰発注の防止手順、適正な出荷調整手順等の業務プロセスや地域コストの削減に向けた、地域における医療機関や薬局との連携プロセス等)が構築されていることを記載してください。
 - ⑤ 加点要素として、任意記載である地域フォーミュラリへの協力内容や頻度等についての記載がある場合は、その内容を評価に加味します。
- (※)数値目標の具体的内容については、別紙様式1を確認の上、記載してください。

【災害時業務継続支援事業(別紙様式2)】

- ① 購入を予定している災害用備品を3. 4)の補助対象経費で示している災害用備品から選択して、それぞれの備品ごとに「購入目的」及び「備品配置予定の営業所の選定理由」、「購入数量」を分かるように記載すること。

2) 応募方法

- ① 提出期限

令和8年5月29日(金)

- ② 提出先・問い合わせ先

○提出先

郵送を原則とし、封筒の宛名面に、「令和8年度医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業 申請書類」と朱書きしてください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課あて

また、併せて ryutsukaizen@mhlw.go.jp あてにも電子ファイルをお送り下さい。その際、件名を「令和8年度医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業 申請書類(実施事業者名)」としてください。

○問い合わせ先

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課流通指導室

電話:03-5253-1111(内線2536/2598)

※ ただし、電話での問い合わせについては、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の午前9時30分～午後6時15分(午後0時15分～午後1時15分を除く。)とします。

メールアドレス:ryutsukaizen@mhlw.go.jp

- ③ 提出書類

次の書類について、8部ずつ提出してください。

ア 事業計画書(別紙様式1から別紙様式2のうち応募するもの)

イ 5. 応募資格を有することを証する次の書類(複数の事業者が連携し、共同で効率化計画を策定・実施する場合は、すべての事業者分)

5.1) 在庫保管機能を備えた営業拠点の医薬品卸売販売業許可の写し(複数有している場合は、1カ所で可)

5.2) 別紙様式3

5.3) 令和6年度における単品単価交渉実施率(単品単価交渉での契約額／すべての契約額)を記した書類(様式自由)

5.4) ①地域における防災・災害復旧への対応に係る自治体又は自衛隊との協定書の写し(協定書がない場合は令和5年度以降の地域の災害救助等に係る訓練への参加実績がわかる資料(様式自由))、あるいは地域が抱える医療課題への対応や地域医療活動への協力に係る連携協定を自治体と締結していることが分かる資料又は②地域包括ケアに係る自治体や関係機関との協定書の写し

※ 災害時業務継続支援事業を応募する際は、①の協定書(写)又は訓練参加実績がわかる資料の提出を必須とします。

5.5) 次のいずれかの書類

①社内の医薬品の保管・配送時の品質を含めた管理基準マニュアルの写し

②社内の製品回収等に係るトレーサビリティ対応マニュアルの写し

③製薬企業との契約書に上記①及び②に関係する項目があれば、当該契約書の写し

5.6) 別紙様式3

5.7) 別紙様式3

5.8) 別紙様式3

5.9) 別紙様式3

ウ 事業者の概要が分かる次のすべての資料

- ・ 事業を記載しているパンフレット等
- ・ 定款又は寄付行為
- ・ 直近(令和6年度又は令和7年度)の決算年度における財務諸表

7. 事業計画の評価

1) 実施事業者の評価の方法

実施事業者の採択に当たっては、厚生労働省において、上記「5. 応募資格」の要件を満たしているかを確認します。

その上で、次のとおり、事業内容ごとに評価を行い、実施事業者を採択します。

○安定供給適正化・地域貢献事業

提出された事業計画書等の内容を評価します。

評価に当たっては、書面による評価を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、それらの評価結果をもとに実施事業者を採択します。

○災害時業務継続支援事業

提出された事業計画書等の内容を確認し、本補助金の要件等を満たしていると認められる実施事業者を採択します。

2) 評価の観点

【共通の観点】

- ① 事業計画が本事業の目的に合致していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、経営基盤、資金等の管理能力を有していること。
- ③ 本事業の実施方法やスケジュールが現実的かつ具体的であること。
- ④ 本事業に必要な経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われていること。

【安定供給適正化・地域貢献事業】

- ① 本事業を通じて、業務が効率化されたことによる定量的な数値目標の効果度合
- ② 本事業を通じて、地域における適正な在庫管理や流通の非効率性の是正による廃棄医薬品の削減量や急配・返品等の削減回数などの定量的な数値目標の効果度合
- ③ サイバーセキュリティ対策の内容
- ④ 本事業を通じて構築するシステムやデータベース等を活用した業務プロセス(より適正な安定供給に繋げるための受発注業務手順、過剰発注の防止手順、適正な出荷調整手順等の業務プロセスや地域コストの削減に向けた、地域における医療機関や薬局との連携プロセスなど)の内容
- ⑤ 加点要素として、任意記載である地域フォーミュラリへの協力内容や頻度等

評価の結果については、厚生労働省の審査終了後、採択または不採択が決定した場合は速やかに応募事業者へ通知します。なお、補助金については、応募事業者への採択通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定します。

3) 留意事項

- ・ 審査は非公開で行い、その経緯は通知せず、問い合わせにも応じられません。
- ・ 提出された事業計画書等の資料は返却しませんので、ご了承ください。また、採択された場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となるので留意してください。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択の有無に関わらず、応募書類の作成費用は支給されません。
- ・ 事業計画書に記載する内容について、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ記載してください。なお、採択後において、応募事業者の都合により内容を大幅に変更する場合には、採択を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 提出いただいた事業計画書は、先進事例の把握など、今後の政策検討においてさせていただきます。